

## 花巻市営建設工事の競争入札における一抜け方式事務取扱要領

(平成23年3月28日 市長決裁)

### (趣旨)

第1 この要領は、市が発注する建設工事の競争入札における一抜け方式に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要領において、一抜け方式とは、同日に開札する競争入札において、同一の工種かつ同一の等級の工事が複数あるときに、落札する決定順位（以下「落札決定順位」という。）をあらかじめ定めておき、落札決定順位が上位の工事で落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）となった者の他の工事における入札書を無効とすることにより落札者等を決定する入札方式をいう。

### (対象工事)

第3 一抜け方式による競争入札を行う対象の建設工事は、等級別に格付けされている土木一式工事、建築一式工事、電気設備工事、管設備工事、舗装工事及び水道施設工事とし、指名通知又は公告により周知するものとする。

### (一抜け方式の例外)

第4 第3の規定に関わらず、落札決定順位が下位の工事において、当該複数の工事数及び参加者数の状況から、一抜け方式による入札を行うと参加者が1者となる等、競争性が確保できない恐れのあるとき、又は市長が特に必要と認める場合は、一抜け方式による入札は行わないものとする。

### (委任)

第5 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

### 附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行し、施行日後に行われる指名通知及び公告に係る工事の請負契約から適用する。